

議会第3号

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年9月27日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 樋口千代子

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、2.5%のベースアップどころか、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっている。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実である。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要がある。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実効性の伴う形で実施すべきである。

そこで、すべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記の事項について国に要望する。

- 1 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。